

証明予定事実記載書 4

令和3年2月25日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 加藤 和 宏

被告人大川原化工機株式会社，被告人大川原正明，同相嶋静夫，同島田順司 に対する 関税法違反，外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき，検察官が証拠により証明しようとする事実は，下記のとおりである。

記

第1 輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)5の2の解釈等

主な証拠関係

1 輸出規制の要件はAG規制リストとは異なるものであること等

AG参加国は，AGにおける合意（以下「AG合意」という。）の趣旨に則り，各国の実情に応じて輸出貿易管理制度をより実効的なものとするため，国内法等を整備し，解釈運用することになっている。

甲79号証

日本も，AG合意を踏まえ，輸出規制の対象を外為法48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令），省令（貨物等省令）で規定し，その解釈を運用通達で示しているが，AG規制リストは，法的拘束力を持つ条約等ではなく，日本の規制内容・要件，解釈運用等においては，AG規制リストの内容・解釈等と同じでなければならないというものではない。

日本においては，AG合意の趣旨を踏まえつつ，ループホール（抜け道）を作らず，輸出貿易管理制度をより実効的なものとするため，AG合意の内容・解釈そのものではなく，日本独自に，政省令等を整備し，解釈運用等するものである。

2 輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)5の2の解釈等

輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)の「軍用の細菌製剤の

甲79号証

開発、製造若しくは散布に用いられる装置」の「用いられる装置」の意味は、「用いることができる装置」の意味である。

そして、噴霧乾燥器において、「用いることができる装置」か否かは、貨物等省令2条の2第2項5の2のイ、ロ、ハの要件（以下、同イ、ロ、ハの3要件を「貨物等省令3要件」という。）に該当するか否かであり、貨物等省令3要件の全てに該当している噴霧乾燥器が上記「用いることができる装置」になる。

3 貨物等省令3要件の「ハ」の解釈等

貨物等省令3要件の「ハ」の「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の「内部」とは、装置の内部のエリアをいい、「装置内部を滅菌又は殺菌できるもの」という意味である。

甲79号証

要件ハは、該当性要件として「滅菌又は殺菌」の際に装置内部に残留する粉体が外部に飛散しない構造（作業者等が粉体に被爆しない構造）であることは規定しておらず、装置内部の粉体が外部に飛散するか否かは、要件ハの該当性判断には関係ない。

4 小括

前記3のとおり、貨物等省令3要件の「ハ」に該当する噴霧乾燥器として、装置内部の粉体が外部に飛散しない構造であることは要されておらず、輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)5の2にも、構造の密閉性（装置内部の粉体が外部に飛散しない構造）についての規定はなく、装置内部の粉体が当該噴霧乾燥器の外部に飛散するか否かは、その該当性判断には影響しない。

甲79号証

第2 弁護人の予定主張記載書面(3)の第2記載の本件噴霧乾燥器の構造について

1 被告会社の定型機は、粉体の製造・回収の過程において粉体の一部が装置外部に飛散してしまう構造になっていること、及び本件噴霧乾燥器に粉体の装置外部飛散防止のための特別設計が施されていないこと

弁護人の予定主張記載書面(3)の第2記載の本件噴霧乾燥器の上記構造については、争いはない。

ただし、RL-5については、弁護人主張の特別設計が施され

ていなくても、排気部からの粉体の飛散は、その粒子径が1.0マイクロメートルから10マイクロメートルのものであれば、0（ゼロ）か飛散が認められたとしても極微量にとどまる。

2 前記1の本件噴霧乾燥器の構造と規制対象の該当性判断への影響等

前記1の本件噴霧乾燥器の構造は、前記第1記載のとおり、輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)5の2及び貨物等省令3要件の「ハ」の該当性判断に影響せず、同政省令等に規定されている他の要件に該当すれば、本件噴霧乾燥器は、規制対象となる。

甲79号証

第3 貨物等省令3要件の「ハ」の「殺菌」の対象となる菌等

貨物等省令3要件の「ハ」の「殺菌」の対象となる菌等は、同省令2条の2第1項に記載のものであるが、同要件「ハ」は、規制対象となる噴霧乾燥器の性能として、同項に記載の菌等を全て殺菌をすることができることまで求めるものではなく、同項記載の菌等のうち1種類でも殺菌をすることができるものであれば、貨物等省令3要件の「ハ」の要件に該当する。

甲13号証

第4 本件噴霧乾燥器が貨物等省令3要件の「ハ」の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」であること等（証明予定事実記載書3の補足）

1 腸管出血性大腸菌O157の死滅条件等

腸管出血性大腸菌O157は、貨物等省令2条の2第1項に記載されているものであるところ、腸管出血性大腸菌O157は、約50℃、約6時間から9時間の乾熱処理で死滅する。

甲75～77号証

2 本件噴霧乾燥器の客観的性能等

本件噴霧乾燥器（RL-5及びL8-i）において空焚き状態（乾熱）にした際、貨物等省令3要件の「ハ」の「内部」に該当する箇所の中で最低温度となる箇所は、いずれも乾燥室測定口であり、その温度は約50℃から約60℃である。

甲73, 74, 78号証

なお、本件噴霧乾燥器（RL-5及びL8-i）の上記乾燥室測定口に、外部から、市販のコードヒーターを巻き付け、放熱防止のため、同ヒーターの上にシリコンスポンジを巻き、更に全体をアルミホイルで覆い加熱すれば、いずれも110℃以上にな

る。

3 本件噴霧乾燥器が貨物等省令3要件の「ハ」の「滅菌又は殺菌
をすることができるもの」に該当すること等

前記1及び2を踏まえると、本件噴霧乾燥器はいずれも、貨物等省令2条の2第1項に記載の腸管出血性大腸菌O157を殺菌することができるものであるから、貨物等省令3要件の「ハ」の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当する。

以 上